

# 戦前法と証券市場——「法制史家」小谷勝重の軌跡

小林 和子

## はじめに

小谷勝重の名は一般に戦後最初の最高裁判事の一人として知られている。多くの社会的に重要な事件を取り扱った、高名な判事であった。小谷の生涯は、篤実な勉学の徒であり、弁護士として実力を付けた戦前期と、最高裁判事として活躍した戦後期の、二つの大きな山からなっている。筆者はここに、孤高の法制史家としての小谷の一面を付け加え、紹介したいと思う。

## 幻の文献目録

当所『日本証券史資料』戦前編全十巻は昨平成二六年秋に刊行を終えた。戦前編には戦後編に付した別巻一「証券関係文献目録」と別巻二「証券年表」に相当するものを付けなかった。「年表」には戦前部分が含まれており、「文献目録」にも同目録作成当時までに証券図書館で渉猟しうる限りの文献資料を戦前期に遡りまとめてあったためである。

ただし、別巻一「文献目録」作成の当時には戦前期の最大の文献目録だと推測されていた小谷勝重（編）『取引所文献目録大成』第一巻（本邦文献編）が原本も複製も入手できなかった。このため、そもそも同第一巻は別巻一「文献目録」に入れることが叶わなかった。所在確認ができないものは入れられない。確かに第二巻（本邦新聞雑誌記事編）及び第三巻（外国文献編）の複製はあった。とはいえ（文献目録には入れなかった新聞雑誌記事編の）第二巻はともかくとして本邦文献編を欠いたまま外国文献編のみを、別巻一に掲載できなかった文献・資料と共に新「戦前期文献目録」として刊行することは余りにバランスが取れない。こう考えて、新目録は作成しなかったのである。しかし、かつて第一巻が存在したことは確かであり、戦前編資料集の編纂を進めながら探索し、見つけ出すことができたので、戦前編第十巻

でこの「目録大成」全三巻の内容すべてをまとめて掲載することが可能になった。この目録は後述するように、出版社・価格設定を持ち市販された通例の出版物ではない。個人が編纂した「資料」の領域に属するものであり、ここに掲載できたのは極めて幸運であったというしかない。

目録とは弁護士小谷勝重（編）『取引所文献目録大成 第一巻本邦文献編』（昭和一三年）、『同 第二巻本邦新聞雑誌編』（明治一二年～昭和一三年）、『同 第三巻外国文献編』（昭和一三年八月三一日現在）の、全三巻である。これらは小谷勝重法律事務所用の紙（事務所大阪市北区曾根崎上、自宅豊中市の表示あり）にタイプ打ちされたもので、奥付はない。タイプ打ちの薄紙を半分折って合わせ、各数百頁とし、黒い表紙を付けて製本した原本が存在する。かつて東京証券取引所には全三巻が所蔵されていたと思われるが、筆

者が採し始めた昭和五〇年代後半にはすでに第一巻は存在しなかった。資料集に採録した第一巻は法政大学多摩図書館所蔵本の複製であり、この巻の所在を突き止めてくださった当研究所証券図書館部長柏木敏氏（平成一〇年代当時）には深く感謝したい。法政大学多摩図書館所蔵本となった経緯は、小谷が法政大学教授だった田中吉備彦（明治三六〜昭和三三年）に贈ったものを含めて、田中の遺族が法政大学に寄贈し、「田中吉備彦文庫一九六六」の蔵書印を押されて保管されるに至ったものと思われる。東証にかつて所蔵されていたように、証券界には他にも所蔵されている可能性はあると思われるが、不明である。編者小谷が個人的に作成し製本したものを、関係先と個人的な交友関係に配布したものと推測される。小谷は戦時下の日本証券取引所『調査月報』等に寄稿もしていた。しかし「文献目録」は公刊された「出版

物」の扱いではなかったため国会図書館には入っておらず、証券界その他の所蔵者にも「蔵書」として重視されなかったもののように見受けられる。採録した第二巻及び第三巻は東京証券取引所所蔵本の複製（平成元年複製、当研究所証券図書館所蔵）からの複製である。

昭和一三年八月までで収集を終了しているこの文献目録資料は、後に見る、昭和一六年提出の、小谷の博士論文作成のための基礎的作業であったと思われる。小谷は昭和一三年当時四八歳前後、大阪弁護士会副会長でもある本業の弁護士業の傍ら三年をかけて博士論文を作成した。実に精力的な仕事ぶりである。文献目録が現在残されている形で製本された時点はいつか分からないが、第一巻「本書の概要及判例」（執筆時点は不明）の中に「拙著「日本取引所法制の研究」」（博士論文のタイトルか、その出版予定時のタイトルである

う)の語が登場するので、博士論文完成の後に、また後出『日本取引所法制史論』刊行前に、準備されていたものであろう。しかしまた「法学博士」の肩書は付されていないので、文献目録の原稿準備は学位授与以前に終わっていたものかもしれない。事務所も自宅も大阪であることを考えれば、準備されたのは最高裁判事に転身する以前のことであろう。もともと、戦後に刊行が実現した『日本取引所法制史論』の出版元は大阪であり、小谷と大阪との地縁が切れたとは思えないが、東京転身後小谷は大阪には帰らなかった。なお、家族による記録『想い出』ではこの目録の存在自体が確認できなかった。

小谷からこの私的な製本の一部を寄贈された法政大学教授田中吉備彦は法社会学を専門とした学者であった。田中はまたオルガニストでもあり、『バッハ傾聴』(昭和四五年、法政大学出版局)

(フォルケル『ヨハン・セバスティアン・バッハの生涯、芸術、および作品について』の田中訳『バッハ、その生涯芸術及び作品』みすず書房、昭和二四年)に田中の著作を加えて、田中の死後刊行されたもの)で広く知られる。

## 小谷勝重のコア、『日本取引所法制史論』

文献目録の編者小谷勝重(明治二三〜昭和三八年)は京都の出身で大正三年七月法政大学法科を卒業、大正六年三月(二七歳)大阪で弁護士事務所を開業した。この文献目録を除いては、戦前期の博士論文を補完して昭和二八年に刊行した『日本取引所法制史論』(法経出版社)が唯一の刊行著書である。戦後、二一年四月に大阪弁護士会會長となり、戦前来の大審院制度が消滅して裁判所

制度が一新された最初の最高裁判事に大阪法曹界から推挙された（二二年八月）。当時の小谷は五七歳、最年少の判事であったという。戦前期の文献目録と『日本取引所法制史論』は共に驚くべき力作であるが、戦後の最高裁判事としての華々しい活動とは断絶している。

家族の『想い出』によれば、学位請求論文の審査報告書には、証券法に關し「全ク未開ノ分野ヲ開拓セルモノ」という高い評価が下されたようである。本来、戦前期の博士論文は学位授与後六月以内に公刊を要するものであったようだが、小谷の場合、学位授与の時期が昭和一六年一二月と太平洋戦争勃発の時期に重なり、公刊はできなかつた。小谷はこれに責任を感じ、戦後八年を経た昭和二八年に、最高裁判事としての重職にありながら、原稿を口語体・現時の仮名遣い法に改めて、補遺を付け加え、一書にまとめて公刊したのであ

る。とはいえ、時はすでに米国型の証券取引法が「現行法」となって五年を経過しており、同書は「法制史論」として、歴史書の位置づけになった。戦時経済以前に上梓されていれば、「現行法」に直結する歴史であったものが、昭和二八年ではもはや断絶した「戦前」の歴史となつてしまつたのである。なお、同書は少なくとも再版され、昭和三一年当時の再版本には定価三五〇〇円、特価三〇〇〇円の価格表示がある。因みに当時の銀行の初任給は五六〇〇円、半月分の給料を払いたいても間に合わない。一三〇〇余頁の専門書で極めて高価ではあるが、再版されたということには社会的評価の高さが示されている。戦前期の証券市場、取引所取引の法制面を学ぼうとする者には金字塔というべき研究書であり、また資料集である。

小谷は同書を「恩師 富井政章先生の靈前に捧

げる」と書いた。

富井政章（とみいまさあきら）（安政五年～昭和一〇年）は明治期に民法典を起草した戦前期を代表する法学者の一人であり、帝国大学法科大学（現東京大学法学部）学長も務めた（明治二八～三〇年）。妹が東京法学校（現法政大学）創立者の一人で初代校長でもあった薩埵（さつた）正邦の妻であり、富井と薩埵は京都仏学校で同門でもあり、東京法学校の講師時代（明治一六年～一八年か）には薩埵宅に同居もした。法政大学の前身である東京法学校と東京仏学校は明治二二年五月合併して和仏法律学校となったが、富井は明治三三年一〇月～三五年一〇月にはその校長も務めた。専門学校令の時代の校長は、大学令の時代には学長に相当する。明治三八年～大正五年には立命館大学の初代学長になった。このように富井は法政大学との縁が深いが、小谷在学中（明治四三

年頃～大正三年）には法政大学にはいない。非常に勉強熱心で法政大学を首席で卒業したという小谷は、大阪で弁護士業務を行いながら、実務実習のために大阪株式取引所法律顧問を務めた大島実太郎事務所に通って学んだ。この前後に直接に富井の教えを受けたと思われるが、『想い出』では確認できない。「丹後地区広域市町村圏事務組合二市二町政策連携会議調査報告書」の「近世・近代における郷土の先覚者」の「小谷勝重」の項目で確認した。取引所・株式実務に近い事務所に学び、他方で高名な民法学者に教えを受けたということが、小谷の弁護士としての背骨を形成したのではないだろうか。

研究者としての小谷を知るには『日本取引所法制史論』が唯一最大の拠り所になる。目次だけで原本の八二頁に上る大著であるが、参考のために同書の概要目次を見ておきたい。

緒論 投機のご概念と種類・類似行為、取引所の

概念・機能、制度の利害、取引所法

第一編 法制史論 沿革、徳川幕府時代、明治

維新以降現在

第二編 税法制史論 同上

第三編 取引所の興廢

第四編 法令編

付録 現行（昭和一六年三月一日現在）取引

所法令及び訓令通牒

補遺 昭和一六年三月一日以降、変遷の概要

第一編・第二編の史論合計で約七七〇頁となり、全一三四二頁の過半を占めるが、第三編・第

四編の資料部分も相当のボリュームがある。第二編・第三編の叙述は資料・史料を交えつつ論を展開

している。全体として非常に重厚な論文となっている。小谷は同書の「序」で「本書は、わ

が国取引所制度の起因・揺籃・濫觴の時代である

豊臣徳川時代より、制度の確立と発達の時代であ

る明治維新以降昭和一六年（三月一日現在）に至

る、わが国米穀・証券・商品の全取引所制度（同

税制並に当時の関東州及び朝鮮の各取引所制度を

含む）に及ぶ法制史の研究であるが、あわせて本

書の完稿時である上示「昭和一六年三月一日現

在」の制度下における取引所法論としても、完全

に供用できる目的をもつて、取引所及び同取引に

関する法律諸問題のすべてについてもこれを討究

したものである」と述べている。

## 「文献目録」に見る戦前市場の特

色

すでに見たように、昭和一三年八月までで資料

収集を終了している小谷の文献目録資料は昭和一

六年提出の博士論文作成のための基礎的作業と目

される。この目録の概要を見ながら、文献とはなにかを考えた。全三巻の概要は以下の通り。

(一)『取引所文献目録大成 第一巻本邦文献編』(昭和一三年) 八九二頁+付録(筆者人名別索引) 五六頁、二四 cm、形態…タイプ打ち、奥付なし

- 第一編 取引所総編
- 第二編 取引所諸問題
- 第三編 取引所の沿革
- 第四編 取引所
- 第五編 取引所に於ける売買取引
- 第六編 取引員及会員
- 第七編 取引員及会員と委託者間の委託取引
- 第八編 取引所と投機及投資並金融市場
- 第九編 取引所市場観測
- 第十編 取引所市場用語
- 第十一編 取引所刑法

第十二編 取引所税制

第十三編 取引所に関する調査及統計

第十四編 取引所改善

付録 本巻筆者人名別索引(五十音順)

(二)『取引所文献目録大成 第二巻本邦新聞雑誌編』(明治一二年～昭和一三年) 六一五頁、二四 cm、形態同上、東証所蔵本の複写により証券図書館所蔵本は製本時に上下二冊になる

第一章明治一二年～明治一二年から第一章昭和一三年六月まで

(三)『取引所文献目録大成 第三巻外国文献編』(昭和一三年八月三一日現在) 四〇五頁、二四 cm 形態同上  
外国取引所に関する邦語文献及資料及び欧米取引所文献(英米独仏中心)

第一巻巻頭に、「本書の概要及判例」と「大目次」があり、いずれも第一、二、三巻の内容を含む

む。一、二巻は通し頁で一五〇九頁、三巻は四〇七頁（合計では一九一六頁）と、頁数が極めて多いが、白頁も多く、実質はこれほど多くはない。

第一巻には古くは江戸時代の出版物が若干含まれるが（例…東白『米穀売買出世車』延享五年など）、江戸時代の出版物のすべてを渉獵したとはいえず、採録の起点は明示されていない。第二巻は新聞雑誌を採るにあたって、明治一年東京株式取引所及び大阪株式取引所が創立され営業開始した後、初期の経済ジャーナリズムが動き始めたところを起点としたようである（例…『東京経済雑誌』明治一二年一月創刊、『東洋経済新報』明治二八年一二月創刊）。第三巻は外国文献であるため一層限定的であり、起点は記されていない。全三巻の中では第一巻の本邦文献編が質量ともに圧倒的な存在感がある。当所『日本証券史資料』戦後編別巻一「証券関係文献目録」に欠けて

いた戦前期文献については、この第一巻で基本的に補充できたと思われる。残念であるのはここに採録された文献が必ずしも国会図書館その他恒久的な保管施設に保護されているとは思えないことであるが、これは後世の我々にとっては如何ともしがたい。幻の「文献目録」は見つけられたが、目録にある文献そのものは幻のままが多いのである。

第一巻「概要」によれば、本巻収載文献の範囲は「本邦における単行刊行・雑誌・新聞所論中取引所に関する限り、また関するものに限り、凡そ取引所に関する文献と称せらるるもの一切を網羅せり」とされた。重出を回避せず、しかし判例は個別に掲げることせず既存の判例集に委ねた。帰属する文献が皆無あるいは一書しかない章節もあるが、将来に備えて存置したと述べられている。文献が皆無である章は、売買取引の成立、

乗換、取引員及会員の営業帳簿、委託契約の不履行、虚偽相場公示罪、虚偽相場文書作成及頒布罪、無免許有価証券取引所設立罪、取引所類似施設罪及之に依る取引罪など一四章に及び、とりわけ第一一編取引所刑法に集中している。取引所市場集中主義を厳しく体现した戦前期証券法の構成であつてなお、「刑法」すなわち処罰の面において遅れがあつたことがここから読み取れる。

詳細な編章節構成と帰属文献が皆無の章の存在は、この文献目録が弁護士・法学研究者を編者とし、その編纂過程が博士論文の構成及び執筆と密接に結びついていたことを、また編者が将来この目録が自他の手により一層精緻化されると予想していたことを示すものである。さりながら、この予想の実現は叶わなかつた。戦後は法律学も経済学も戦前期の取引所論中心の構成から、証券取引法を基礎において国民経済の広がりの中に証券市

場を位置づける思考方法に変わったため、「取引所文献目録」の枠組みが継続することはなかつた。研究書である『日本取引所法制史論』が出版された時点ですでに歴史を語るのみになつていたことを超えて、この文献目録はいわば弧絶した高みに置かれ、忘れ去られた。

個別の文献についての記述方式は、縦書きで「題名」「筆者」「発行所又は雑誌名」「発行年月及巻号」「頁及定価」の四種の情報である。所蔵先の情報がないことは返す返すも惜しまれる。個別には、発行所の記述がないもの、筆者がないもの（社説など）、発行年月がないもの、頁・定価がないもの、非売品の記述があるもの、など様々である。実際に採録されている文献には「単行文献」「雑誌文献」の他に、「新聞所論」「辞典及辞書」「判例集」「専門雑誌」までが含まれる。「辞典及辞書」の項目では「内取引所に関係ある項目」が

数十頁に亘り拾い出されている。東株『調査彙報』連載の加藤福太郎「東京株式取引所に関する文献」などに掲げられた資料もすべて掲載された。

全三巻の構成を見ても分かるように、小谷の想定した「文献」はかなり幅広い。それは一般に昭和一三年当時の「文献」概念を反映したものであったと同時に、「取引所文献」というテーマの特殊性を示すものでもあったと思われる。このテーマでは「単行文献」は多くはなく、反対に「雑誌文献」「新聞所論」など目前の論調が時代を追うにつれ多くなっていたであろう。実際に採られた雑誌の種類は非常に多い。また、この目録が直接的には編者の取引所法を対象とした博士論文執筆のための広範な資料収集の結果、作成されたものであったことも大きく関わっていた。この点では前出の当資料集『証券関係文献目録』が

個人の論文作成過程とは無関係であり、日本証券経済研究所の性格から基本的に経済文献を中心に涉猟し、雑誌論文は原則として対象としなかったことは、大きく異なる（同『目録』の基本概念については同書「解題」を参照されたい）。なお当所証券図書館では雑誌論文については別途『証券関係文献目録』を毎年作成しており（平成二年まで『証券資料』に掲載、以後は当所HPに掲載）、雑誌文献を軽視しているわけではない。

第一巻掲出の雑誌名は、名称変更は確認していないので重複も含めてであるが、無慮二〇〇を超える。別途、第九章取引所に関する専門雑誌に掲出の雑誌名は、『取引所研究』取引所研究社、『財界研究改題財界観測』野村証券株式会社編、『調査彙報』東京株式取引所調査課編、『竹原経済時報』竹原証券株式会社編、『調査事報』名古屋株式取引所編、及び『神取』神戸取引所編の六誌に

止まる。「取引所に関する専門雑誌」と他の「取引所文献目録」項目に含まれる雑誌の数がこれほどかけ離れているのは、専門性の問題の他に、戦前期の、とりわけて本書の対象期間には「取引所」というものが有価証券取引と米穀・生糸その他の商品取引との双方を包含する取引所法により管理されていたことが根底にある。取引所専門雑誌は前掲のように基本的には大手の株式取引所（有価証券取引専業）と大手の証券業者にのみ、継続して発行する能力が固着していて、その数は多くなりようがない。しかし、広く一般経済、法律、金融、米穀、蚕糸、農業、貿易、海外経済・金融にまで亘る「文献目録」に包含される雑誌は、一般誌から官庁、大学の刊行物まで渉猟された。多くの関連分野の雑誌を渉猟する目を裏付けたのが小谷の学識であった。

他方、第一巻掲出の新聞名は『法律新聞』『万

朝報』『大阪時事』『大朝』『大連新聞』『中外商業』『読売新聞』『一橋新聞』『朝鮮』『東朝』『時事新報』『神戸新聞』『大毎』『大阪証券日報』『満州日日新聞』『東京日日』『報知』『法政大学新聞』『京城日報』『大阪新報』『都新聞』『東京毎夕』『国民新聞』（掲出順）である。雑誌の掲出頻度に比すれば、新聞の頻度は少なく、掲出新聞紙の数も少ない。文献種類を単行書、雑誌論文・調査等、新聞所論・記事に三大別してみた場合、雑誌論文・調査等に相当の比重がかけられていることが、本文献目録の大きな特徴であるといえる。また、細目の資料類別（個別の法令・文書類など）や、取引所・市場取引関係の用語などを、能う限り多く採録して、あるいは独立の文献として扱い、あるいはそれに類似の項目として立てたことも、その結果煩瑣になったとしても、大きな特徴である。いずれも、編者小谷の直接目的（日本

取引所法制史に関する博士論文完成」と、目的遂行のためにフル稼働された網羅的で綿密な手法の賜物であろう。

編者の綿密な分類方針の故に個別の文献が複数個所に見いだされることはままある。とりわけ「雑誌文献」は第二巻「本邦新聞雑誌編」と重複するところがある。また、「辞典及び辞書」には一書から取引所関連項目を全部抜き出して並べてあるので項目は非常に多い。延べでは全三巻の包含する文献の数は極めて大きいように思われるが、実際にはこの重複を確認して消去すれば圧縮されるものでもある。さりながらこのことは決して本書の内容の質を貶めるものではない。それよりも、文献の渉猟範囲と所蔵場所の確認ができないことこそ、文献目録作成の基本の方法論にも関わり、また実際上文献を探索できないため、心底残念に思われる。とりわけて、第一巻の雑誌論文

は昭和一三年当時から七〇年以上経た現在では存在が確認できないものも多い。例えば、神戸取引所『神取』は本書第一巻に何回か掲出されているが、国会図書館にあるのは第四号のみである。神戸取引所は戦後神戸証券取引所として新設再開されたが、昭和四三年に解散し、現存しない。

## 取引所株上場禁止の報道とその後 の戦時政策

新聞記事の一つの例として昭和一一年七月下旬の取引所株上場禁止の報道がどう扱われたかを見ておく。当時の市場にとって青天の霹靂ともいべき取引所株上場禁止の報道は七月二一日東京朝日が掲載し、東株は臨時休会となり、全国取引所も立会いを停止した。二二・二三両日、東株は取引所株の立会を休止し、二二日朝日新聞の記事は

虚報と判明、二四日東株は取引所株立会いを再開

した。全国株式取引所の立会停止は二二日各紙が報道した後、月内は各紙とも取引所改善問題を報じた。『証券財閥読本』の著者栗林正修も「投機大弾圧説」を読売に書いている。取引所株上場禁止の報道は取引所市場で各種取引所株・とりわけ当所株（自所株）の取引とその投機化に、今更ながらの警鐘を鳴らしたのである。なお、朝日の記事は実際には虚報ではなく、大蔵省内の一部官僚の勉強会で検討されていたことが後に証言されている（当資料集戦後編第四卷「証券史談」森永貞一郎証言参照）。

総じて、文献目録の大正一五年～昭和一三年半ばまでの新聞記事の標題は前半期は商品と有価証券双方の平時取引所営業の問題点を、後半期は経済統制の進展と商品取引所の衰退及び有価証券取引所営業の窮迫化が読み取れる格好の資料となつ

た。

この後、第二次世界大戦の勃発（昭和一四年九月）、日独伊三国同盟（一五年九月）、日本の米英に対する宣戦布告・太平洋戦争勃発（一六年一月）へと、日本の戦時経済は急進展する。すでに統制下に置かれていた公社債市場に加えて株式市場に対する直接的統制も始まり（一六年八月株式価格統制令）、有価証券の取引所は統合されて戦時組織に転換を余儀なくされた。特別法出資法人である日本証券取引所（一八年六月末創立）は日本に唯一の証券取引所となり、国内取引所株は消滅した。小谷の文献目録はこれ以後の時期は対象にしておらず、戦時証券市場に関する資料はほぼ日本証券取引所の残したもののなかのしか見いだせない。

## 戦後の大転換、最高裁判事としての業績

小谷は戦後、大審院制度の改革に当たって最初の最高裁判事の一人に任命された。昭和二二年、最高裁発足当時以来裁判官の定員は一五名（長官一名、判事一四名）で、その出身はほぼ裁判官が六名で最多、次いで弁護士が四名、その他検察官、行政官、法学者が加わった。弁護士は東京、東京第一、東京第二、大阪の各弁護士会の会長経験者が多い。小谷の任命当時、大阪地域からは他に大阪控訴院検事長と院長の二名があった。すなわち小谷は大阪地域から唯一の弁護士出身者であった。昭和四年に大阪弁護士会副会長、戦後二一年に会長となっていたことが大きく寄与したのである。小谷が関与した判例は警察予備隊違憲

訴訟（二七年）、チャタレイ事件（三二年）、砂川事件（三四年）、苫米地事件（三五年）など、数多い。取引所、証券関係はないようである。

小谷の学位論文及び文献目録は、戦後期の社会的な活躍に隠れてひっそりと存在しているのみであるが、その体系化を求める強い希求こそは最高裁判事としての活躍の核心にもつながるものであったと思われる。

### （参考文献）

小谷勝重（編）『取引所文献目録大成』、『日本証券史資料』前編第十巻所収  
小谷勝重『日本取引所法制史論』昭和二八年、法経出版社

（こばやし かずこ・当研究所名誉研究員）